

入札公告

平成27年3月27日

独立行政法人労働安全衛生総合研究所
理事長 小川 康 恭

1 競争入札に付する事項

件名及び数量

「鍵管理装置及びカメラ監視装置」 一式

2 競争参加資格に関する事項

- (1) 契約を締結する能力を有しないと認められる者又は破産者で復権を得ていない者でないこと。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者はこの限りではない。
- (2) 以下の一に該当すると認められる場合は、その事実があった後2年間を経過している者であること。なお、これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。
 - ① 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。
 - ② 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者。
 - ③ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者。
 - ④ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者。
 - ⑤ 正当な理由が無くて契約を履行しなかった者。
 - ⑥ ①～⑤の一に該当する事実があった後2年間を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他使用人として使用した者。
- (3) 平成25・26・27年度の厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、厚生労働省大臣官房会計課長より「物品の製造」、「物品の販売」又は「役務の提供等」でA、B、C又はD等級に格付けされ、関東甲信越地域の競争参加資格を現に有する者とする。
- (4) 官庁から指名停止を受けている期間に該当しない者。
- (5) 入札説明書の2の(7)に記載の、本件調達の仕様を満たすことを説明できる製品等の資料を提出した者。
- (6) 入札説明書の3に記載の、現場確認を行った者。

3 入札説明

日時：随時（平日9時～12時、13時～17時）

場所：〒214-8585 神奈川県川崎市多摩区長尾6-21-1

独立行政法人労働安全衛生総合研究所総務課経理第二係

TEL：044-865-6111 FAX：044-856-6116

4 入札及び開札

(1) 入札書の提出

入札書は郵送又は入札会場への持参により受け付ける。

ただし、郵送する場合には、書留郵便等の配達記録が残るもので開札日（平成27年4月16日）の11時までには必着のこと。

郵送先：〒214-8585 神奈川県川崎市多摩区長尾6-21-1

独立行政法人労働安全衛生総合研究所総務課経理第二係

(2) 入札及び開札の日時、場所

日時 平成27年4月16日（木）14：00

場所 〒214-8585 神奈川県川崎市多摩区長尾6-21-1

5 その他

- (1) 入札保証金に関する事項
入札保証金の納付を免除する。
- (2) 入札の無効
上記2に示した競争参加資格を有しない者のした入札は、これを無効とする。
- (3) 契約書作成の要否
要。
- (4) 契約に係る情報の公表に関する事項

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、別紙のとおり、当研究所との関係に係る情報を当研究所のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

以 上

<独立行政法人の契約に係る情報の公表>

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当研究所との関係に係る情報を当研究所のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 当研究所において役員を経験した者(役員経験者)が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者(課長相当職以上経験者)が役員、顧問等として再就職していること
- ② 当研究所との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

※ 予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ① 当研究所の役員経験者及び課長相当職以上経験者(当機構OB)の人数、職名及び当機構における最終職名
- ② 当研究所との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当方に提供していただく情報

- ① 契約締結日時時点で在職している当研究所OBに係る情報(人数、現在の職名及び当機構における最終職名等)
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内(4月に締結した契約については原則として93日以内)

(5) その他

応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了承ください。

入札説明書

本件調達についての入札及び契約に関する事項は以下のとおりとする。

1 競争入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

鍵管理装置及びカメラ監視装置 一式

(2) 仕様書

別添のとおり

(3) 納入期限

平成27年6月16日(火)

2 入札参加条件

(1) 契約を締結する能力を有しないと認められる者又は破産者で復権を得ていない者でないこと。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者はこの限りでない。

(2) 以下の一に該当すると認められる場合は、その事実があった後2年間を経過している者であること。なお、これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。

① 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。

② 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者。

③ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者。

④ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者。

⑤ 正当な理由なく、契約を履行しなかった者。

⑥ 上記①～⑤の一に該当する事実があった後2年間を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他使用人として使用した者。

(3) 平成25・26・27年度厚生労働省競争参加資格(全省庁統一資格)において、厚生労働省大臣官房会計課長より「物品の製造」、「物品の販売」、又は「役務の提供等」でA、B、C又はDの等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有すること。なお、この入札に参加を希望する者は、資格審査結果通知書の写しを入札時まで提出しなければならない。

(4) 官庁から指名停止を受けている期間中に該当しないこと。

(5) 当研究所で行なわれた過去2年間の調達において、正当な事由なくして契約を締結しなかったなどの不誠実な対応を行い、資質信用に欠けると判断される者の

参加は認めない。

(6) 3の期間内に現場確認を行った者

(7) 本件調達仕様を満たすことを説明できる、製品等の資料を下記期限までに提出すること。

提出期日 平成27年4月9日(木) 17時まで

提出場所 神奈川県川崎市多摩区长尾6-21-1

独立行政法人労働安全衛生総合研究所総務課経理第二係

(8) 入札時点で製品化されていない機器及びソフトウェアにより応札する場合には、技術的要件を満たすこと及び納入期限までに製品化され納入できることを証明できる書類を上記(7)期限までに上記提出先へ提出すること。

3 現場確認

入札に参加する者は、現場確認を行うこと。現場確認は以下の日程で受け付ける。現場確認を希望する場合、電話にて事前に日程調整をすること。

日 時 入札公告掲載日から平成27年4月9日(木)までの間の月、火、水、木曜日。ただし、10時から12時、13時から17時までの間とする。

場 所 神奈川県川崎市多摩区长尾6-21-1

独立行政法人労働安全衛生総合研究所総務課経理第二係

電話：044-865-6111(代表)

4 入札心得

(1) 入札価格は、仕様書に基づいて算出した価格により入札を行う。

(2) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって、当法人の規程に定めるところにより予定価格の制限の範囲内で申し込みをした者のうち最低価格の入札者を落札者とする。

※入札書の金額は消費税込みの額を記載すること。

(3) 入札書の形式は、別添の様式を用いること。

(4) 入札書には、社名及び代表者名の記入、社印及び代表者印を押印すること。

(5) 代表者以外の者が入札する場合は、委任状を持参すること。

(6) 入札書における金額訂正は行わないこと。

5 再度入札について

(1) 入札の最低価格が予定価格を超えている場合には、その場で再度入札を行うので、そのための入札書を用意すること。

(2) 再度入札によっても入札が不調となった場合には、日を改めて再度入札を行なう。

(3) 再度入札の入札金額については、1回目入札の入札金額より低い金額をもって

入札しなければならない。その際、再度入札することができない者は辞退することができる。

6 その他

(1) 入札保証金に関する事項

入札保証金の納付を免除する。

(2) 入札の無効

上記2に示した競争参加資格を有しない者のした入札は、これを無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 契約に係る情報の公表に関する事項

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところである。

これに基づき、別紙のとおり、当研究所との関係に係る情報を当研究所のホームページで公表する必要があることから、所要の情報の提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようお願いする。

以 上

平成 年 月 日

入 札 書

独立行政法人 労働安全衛生総合研究所
理事長 殿

住 所
名 称
代表者名

件名
「鍵管理装置及びカメラ監視装置」 一式

本件につき、下記の金額にて入札いたします。

記

入札金額

十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
			,			,			

(税込)

(担当者氏名)

(TEL)

(FAX)

仕 様 書

1. 調達物件

鍵管理装置及びカメラ監視装置 一式

2. 納入場所

神奈川県川崎市多摩区长尾6-21-1 独立行政法人労働安全衛生総合研究所

3. 調達概要

独立行政法人労働安全衛生総合研究所 登戸地区（以下「当研究所」という）において、庁舎内各室の鍵を鍵管理装置により管理し、これをカメラ監視装置で監視することで、適切な鍵管理を図るものである。

4. 納入装置（鍵管理装置及びカメラ監視装置 一式）の仕様

（1） 鍵管理装置

- ① 鍵管理装置は、装置に内蔵されたキーユニットのキーホルダーを一元管理することが可能なものとする。
- ② 形状 : 自立型（鋼板製）扉付きタイプ
- ③ 鍵管理数 : 120個
- ④ 管理方式 : 専用キーホルダー（ICタグ等）により120個以上の鍵が個別に管理可能なもの。
- ⑤ 使用電源 : AC100V 50Hz
- ⑥ 設置場所 : 当研究所 管理棟1階通用口（別添1図による）
- ⑦ 機能等

イ) 鍵管理装置は、現在、当研究所において入退館管理用として運用している入退館管理システム（以下、「入退館システム」と言う。入退館システムの仕様は別添2のとおり）の管理装置にて、入退室管理、録画監視装置などと連携し、鍵の貸出・返却・異常の発生等のイベント履歴データの参照や各種データの設定などができるものとする。

主な必要機能は以下のとおり。

- 1) 利用者登録件数 10万件
- 2) 取引管理件数 10万件
- 3) 鍵登録台帳作成
- 4) 鍵貸出管理
- 5) 鍵返却管理
- 6) 鍵貸出・返却履歴
- 7) システム異常履歴
- 8) 各履歴印字（日報・月報）

9) 鍵未返却リスト

10) カード登録・削除

11) 警報履歴表示

- ロ) 利用者は、ICカードによる認証操作により、登録されているキーユニット内のキーホルダーを開放して使用できるものとする。鍵の取出しは、ICカードリーダーの許可信号により行うものとし、許可を得ないで取り出しを行った場合は警報を鳴動させ、管理装置に履歴を記録する。又は許可を得ないで取り出しができない機能を有すること。
- ハ) キーホルダーは、許可信号がない限り、ロック機能により鍵管理装置キーユニットより取り出しができないようロックする。
- ニ) 鍵の返却は、ICカードリーダーの許可信号により返却できるものとし、許可なしで返却した場合は警報を鳴動させ、管理装置に履歴を記録する。又は許可を得ないで返却ができない機能を有すること。
- ホ) 鍵管理装置には、鍵の取扱者が利用するためのICカードリーダーを1箇所以上有するものとする。
- ヘ) ICカードリーダーは、鍵管理ボックス内の対応する鍵にアクセス許可を出すものとし、操作時は履歴を管理装置に記録する。
- ト) ICカードリーダーは非接触カード式とし、当該カードは現在、当研究所において運用している入退館システムのICカードが使用できるものであること。
- チ) 停電等の電源設備の異常時に、電源の停電補償をする機能を有すること。

(2) カメラ監視装置

- ① カメラ監視装置は、鍵管理装置の作動・運用状況を常時撮影・記録することが可能なものとする。
- ② 形状 : 天井設置型
- ③ 使用電源 : AC100V 50Hz
- ④ 設置場所 : 当研究所 管理棟1階通用口 天井部分 (別添1図による)
- ⑤ 機能等
- イ) カメラは天井から鍵管理システムを設置した部屋の全方位(360°)の動画を撮影できるものとする。
- その他、必要な性能は以下のとおり。
- 1) 画像解像度 : 1280×960ピクセル以上
- 2) 録画記録レート : 7.5コマ/秒以上
- ロ) 撮影した画像は、デジタル録画装置にて記録を保持できるものとする。
- 必要な性能は以下のとおり。
- 1) 画像解像度 : 1280×960ピクセル以上
- 2) 録画記録レート : 7.5コマ/秒以上
- 3) 録画時間帯 : 24時間
- 4) 音声記録 : 不要

- 5) 画像保存期間 : 3か月間。期限の経過した記録には順次最新の記録をオーバーライトするものとする。
- 6) 記録媒体 : ハードディスク装置による。ミラーリングによる補償を行う機能を有すること。
- ハ) モニター装置(画面サイズ19インチ以上)にて、撮影状況を監視することができるものとする。モニター装置の設置場所は管理棟1階守衛室(別添1図による)とする。
- ニ) 停電等の電源設備の異常時に、電源の停電補償をする機能を有すること。

5. 技術的要件の概要

- (1) 本仕様書において示す、本調達機器に係る性能、機能及び技術等は、本研究所が必要とする最低条件を示しており、入札機器の性能等がこれらを満たしていないとの判定がなされた場合には不合格となり、落札決定の対象から除外する。
- (2) 入札機器の性能等が技術的要件を満たしているか否かの判定は、本研究所総務部総務課経理第2係において、入札機器に係る仕様書その他の入札説明書で求める提出資料の内容を審査して行う。

6. その他

(1) 技術仕様等に関する留意事項

提案する機器及びソフトウェアは、入札時点で原則として製品化されていること。入札時点で製品化されていない機器及びソフトウェアにより応札する場合には、技術的要件を満たすこと及び納入期限までに製品化され納入できることを証明できる書類を添付すること。なお、これらの成否は技術審査による。

(2) 導入に関する留意事項

- ① 導入スケジュールは、当研究所と協議し、その指示に従うこと。
- ② 納入品の搬入に際しては、当研究所の施設に損害を与えないよう十分注意を払うとともに、納入時には供給者が必ず立ち会うこと。
- ③ 機器の搬入、据付、配線、調整、既存設備との接続、導入支援に要する全ての費用は本調達に含まれる。

7. 特記仕様

- (1) 本調達機器に係る全ての搬入、据付、調整、必要な配線作業、初期設定(ICカードのデータとの連携に必要なデータ入力・設定等)及び動作試験(以下「納入」と

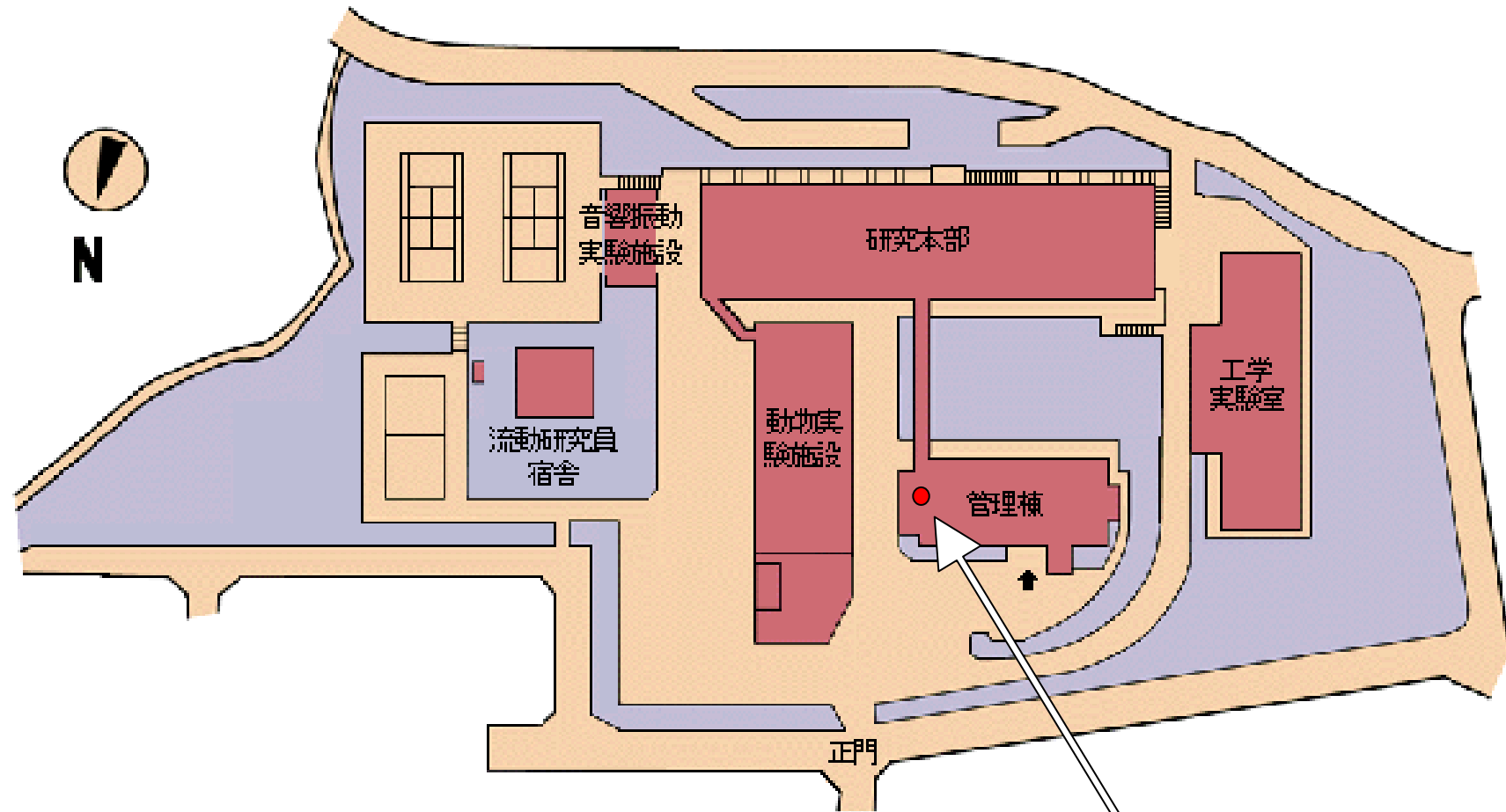
言う)は納入者が行うこと。

- (2) 納入する装置等は、あらかじめ一覧表及び性能表を提出し、監督職員の承諾を受けること。
- (3) 新たに製作が必要な装置類は、あらかじめ製作図を提出し、監督職員の承諾を受けた後製作すること。
- (4) 納入場所において、不明な点又は都合により変更の必要がある場合は、あらかじめ監督職員と協議し、承諾を受けた後納入をする。
- (5) 納入中の状況をカラー写真で撮影し、アルバムにまとめ1部提出する。また、試験成績表、機器取扱説明書及び完成図と合わせ2部提出する。
- (6) 納入後1か月以内に、当研究所において、本調達機器の使用者に対し、取扱説明会を最低1回は実施すること。
- (7) 納入終了後は後片付け清掃を丁寧に行い、検査職員の検査を受けこれに合格すること。
- (8) 本調達において、当研究所の施設に汚損及び損傷を与える恐れのある箇所は適切な養生を行う。なお、汚損及び損傷を与えた場合は、納入者の責任において復旧する。
- (9) 鍵管理装置の固定は全て耐震固定とし、十分な耐震性能を発揮するよう設置すること。また、装置類専用架台は転倒防止金具等で固定し、装置類は落下防止用バンド等で固定する。

8. 納入期限 平成27年6月16日(火)

(仕様書別添 1 図)

労働安全衛生総合研究所 施設概要図



本件機器設置場所

入退館管理システム仕様書

I 仕様書概要説明

1 調達の背景及び目的

独立行政法人労働安全衛生総合研究所（登戸地区）（以下「当研究所」という。）では、従来から既存の入退館管理システムを活用し、①職員等の出退勤管理、及び②入退館におけるゲート管理を行ってきたところである。

職員等の出退勤管理については、職員等の出退勤等の時刻を電子的に記録することを行い、出勤及び超過勤務の状況の的確な把握、健康管理の推進を図るとともに、各自の PC で在所状況を表示できるようにすることで、電話交換等の業務の効率化を図ってきたところである。

また、入退館におけるゲート管理については、各研究棟のドア付近に設置するカードリーダーへ IC カードを近接させることにより、該当 IC カードの認証情報を照合し、アクセス権限の異なる各カードに応じ入館許可を与え、電気錠の解錠又は自動ドアをオープンさせる機能を有するもので、当研究所のセキュリティ対策を図る上で必要不可欠なものである。

今般、既存の入退館管理システムの老朽化により、故障時の対応等が困難になっている状況等が生じてきたため、既存のシステムを極力活用した上で、近年のセキュリティ技術の向上等も踏まえた入退館管理システムの更新を行うこととしたい。

2 調達物品名及び構成内訳

入退館管理システム （構成内訳）	1 式
（1）非接触 IC カード読取り装置	1 式
（2）入退館管理システム	1 式

以上、機器の搬入、据付、配線、調整、既存設備との接続及び導入支援を含む。（詳細については「II. 調達物品に備えるべき技術的要件」に示す。）

3 技術的要件の概要

- （1）本調達物品に係る性能、機能及び技術等（以下「性能等」という）の要求要件（以下「技術的要件」という）は、「II. 調達物品に備えるべき技術的要件」に示すとおりである。
- （2）これらの技術的要件は、すべて必須の要求要件であり、当研究所が求める最低条件であるため、調達する機器等の性能等がこれらを満たさないといったことがないよう特に注意すること。

4 その他

(1) 技術仕様等に関する留意事項

提案する機器及びソフトウェアは、入札時点で原則として製品化されていること。入札時点で製品化されていない機器及びソフトウェアにより応札する場合には、技術的要件を満たすこと及び納入期限までに製品化され納入できることを証明できる書類を添付すること。

(2) 導入に関する留意事項

- ① 導入工程は、当研究所と協議し、その指示に従うこと。
- ② 本システムは、平成 26 年 4 月 1 日より運用を開始する。
- ③ 納入品の搬入に際しては、当研究所の施設等に損害を与えないよう十分注意を払うとともに、納入時には受注者が必ず立ち会うこと。

(3) その他の留意事項

機器の搬入、据付、配線、調整、既存設備との接続及び導入支援に要するすべての費用は本調達に含まれる。

II 調達物品に備えるべき技術的要件 (性能、機能に関する要件)

1 非接触 IC カード読取装置 1 式

非接触 IC カード読取装置は、読取装置にかざした非接触 IC カードの情報を読み取り、「2 入退館管理システム」に対し、打刻情報を LAN 回線経由で自動送出する。

1. 1 出退勤用非接触 IC カード読取装置 2 台

- (1) NFC IP-1(ISO/IEC18092)規格にしたがって、かざされた IC カードのデータを読み取る機能を有すること。
- (2) 非接触式 IC カードよりカード情報を読み取り、読取時の時刻、読取機情報（設置場所情報を含む）を合わせた打刻データを生成し、読取装置内に格納すること。
- (3) NTP サーバに同期して内部時計の調整が可能であること。
- (4) (2)の読み取りは、IC カードをかざしてから 1 秒以内に終了すること。
- (5) 読み取りが成功または失敗したことを本人が確認できるよう、音、ランプ、表示のうち、少なくともいずれかの方法で通知すること。
- (6) 無効カードがかざされた場合は、エラーを通知する機能を有すること。
- (7) 装置内に格納した打刻データについて「2 入退館管理システム」への自動送出を行うこと。自動送出が失敗した場合でも、打刻データを消失することなく、データを再送する機能を有すること。
- (8) 連続で IC カードを読み取る機能を有すること。
- (9) 1 スロット以上のカードスロットを要し、SD カードに対応していること。
- (10) 100Base-T ネットワークインターフェースを有すること。
- (11) IEEE802.3af に準拠した PoE(Power of Ethernet) インターフェースを備え、電源供給がなされること。
- (12) 表示画面として、4.3 インチ以上の TFT カラー液晶を有すること。
- (13) 冷却ファン、ハードディスクなど機器駆動部品を使用していないこと。

1. 2 入退館用非接触 IC カード読取装置 8 台

- (1) 1.1 出退勤用非接触 IC カード読取装置と同等の機能を備えていること。
- (2) DIO 外部機器制御インターフェースを有し、許可されたカードの場合、DO 信号にて扉を開錠する機能を有すること。

1. 3 入退館用非接触 IC カード読取装置(防水型) 7 台

- (1) 1.2 入退館用非接触 IC カード読取装置と同等の機能を備えていること。
- (2) 防水対応していること。

1. 4 ゲストカード用非接触 IC カード読取装置 4 台

- (1) 1.2 入退館用非接触 IC カード読取装置と同等の機能を備えていること。

1. 5 ICカード 300枚

- (1) FeliCa カードであること。
- (2) カードの種類は、職員用 100 枚、ゲストカード用 100 枚、予備用 100 枚とする。
- (3) 職員用は、カラー印刷するものとし、職員の顔写真は新規に撮影した物を使用することとする。写真撮影も本調達に含めるものとする。
- (4) 予備用は印刷しないものとする。
- (5) 予備用の印刷は、当研究所内で実施できる機器を用意するものとする。

1. 6 PoE対応スイッチングハブ 4式

下表に示す建物に収容ポート数に示す PoE 対応スイッチングハブを設置すること。

棟名	必要ポート数	非接触 IC カード読取装置 設置台数
本館棟	7	7
管理棟	10	10
工学棟	1	1
生物棟	3	3

- (1) 10BASE-T/100BASE-TX/1000BASE-T に対応するインターフェースを各ポート数以上有すること。
- (2) IEEE802.3af 及び IEEE802.3at に準拠した PoE に対応すること。
- (3) 電源供給が可能なポート数を各ポート数以上有すること。
- (4) 各ポートの供給可能最大電力が 15.4W であること。

2 入退館管理システム 1式

入退館管理システムは、「1 非接触 IC カード読取装置」に蓄積した打刻データを自動収集し、職員に収集したデータを利用させるためのインターフェースを提供する。

2. 1 入退館管理サーバ 1式

次の要件を満たすサーバを設置すること。

- (a) Windows 2008 Server R2 相当のオペレーティングシステムを備えること。
- (b) 論理的に独立して利用できるネットワークインターフェースを備えること。
- (1) 1 に示す非接触 IC カード読取装置で収集する打刻データを自動収集すること。なお、IC カードを非接触 IC カード読取装置で読み取り後、1 分以内にデータベースに蓄積すること。
- (2) 扉毎の入室権限は、カード毎に設定可能とする。
- (3) 入室許可されたカードの場合でも、出勤処理が行われていない場合は、入室不可とする。
- (4) ゲストカードの場合は、一時的に出勤処理を行うことで入室可能とする。その後、退勤処理を行うことで入室不可とする。
- (5) 職員の出勤処理・退勤処理は、1.1 出退勤用非接触 IC カード読取装置に IC カードをタッチする事で行なうものとする。
- (6) ゲストカードの出勤処理・退勤処理は、1.4 ゲストカード用非接触 IC カード読取装置に IC カードをタッチする事で行なうものとする。

- (7) 1.4 ゲストカード用非接触 IC カード読取装置は、出勤処理用と退勤処理用の 2 台構成とする。
- (8) 出勤・退勤状態及び、各扉の開錠ログを表示・出力可能とする。
- (9) 出勤・退勤状態は、全職員の名前を表示し、色にて状態が分かるようにする。
名前以外にも、かな、所属、部屋番号、内線番号、PHS 番号、その他の情報も確認できるようにする。
- (10) 全職員の出勤・退勤状態は、全職員のパソコン起動時に自動的にアプリケーションが立ち上がり、表示できるものとする。
- (11) 職員の氏名、カナ、所属、部屋番号、内線番号、PHS 番号、その他の情報を一覧で表示でき、尚且つ個別で登録・修正できるものとする。
- (12) 予備カードを職員カードとして登録する機能を有すること。
- (13) 権限の設定や出勤・退勤状態の表示は、Windows アプリケーションで実装するものとし、現在当研究所で使用している PC にインストールし使用するものとする。
- (14) PC は Windows XP 又は Windows 7 64bit とする。
- (15) PC により、下記権限の内どれか選択し、インストール出来るものとする。
管理者権限：すべての機能が実行できる。
表示のみ：出勤・退勤状態の表示のみできる。
- (16) 全職員の PC にて、全職員の出勤・退勤状態が確認できるものとする。

(性能、機能以外に関する要件)

1 設置条件等

1.1 設置場所

本システムの主要機器の設置場所と台数は下記とすること。

出退勤用非接触 IC カード読取装置

番号	設置場所	取り付け位置	動作
1	管理棟一階	壁面	出勤
2			退勤

入退館用非接触 IC カード読取装置

番号	設置場所	取り付け位置	火報連動	扉[錠前]	場所番号
1	管理棟OA室	壁面	有り	引戸[AFF]	⑮
2	管理棟二階南(本館～)	壁面	有り	AL-A	⑥
3	管理棟二階倉庫	壁面	有り	AL-A	⑭
4	本館棟地下北(生物～)	壁面	有り	AL-A	⑨
5	生物棟地下入口	壁面	有り	AL-A	⑩
6	生物棟 RI	壁面	有り	AL-A	⑪
7	工学棟	壁面	有り	AL-A	⑬

入退館用非接触 IC カード読取装置(防水型)

番号	設置場所	取り付け位置	火報連動	扉[錠前]	場所 番号
1	管理棟一階通用口	自立型	有り	自動ドア	①
2	本館棟玄関	自立型	有り	自動ドア	②
3	本館棟一階南	壁面	有り	AL-A	③
4	本館棟一階北	壁面	有り	AL-A	④
5	本館棟二階西(工学～)	壁面	有り	AL-A	⑤
6	本館棟地下南	壁面	有り	AL-A	⑦
7	本館棟地下東	壁面	有り	AL-A	⑧
8	生物棟一階機械室	壁面	有り	AL-A	⑫

ゲストカード用非接触 IC カード読取装置

番号	設置場所	取り付け位置	動作
1	管理棟 警備員室	机上	登録(出勤)
2			解除(退勤)
3	管理棟 受付		登録(出勤)
4			解除(退勤)

1.2 設置要件

設置する機器は、既設電源設備の容量で正常に動作すること。機器の接続のための電源コンセントは既設のものを使用すること。電源は交流100Vである。電機設備にかかる経費は本調達に含まないものとする。詳細については、当研究所担当者と打ち合わせを行うこと。

- (1) 設置する機器は、既設電源設備の容量で正常に動作すること。
- (2) ネットワークへの接続においては、既設のネットワークに悪影響を与えないこと。
- (3) 設置において、安全に十分に配慮すること。
- (4) 設置において、当研究所の施設を使用するにあたっては、施錠、鍵の管理、エレベータの使用、駐車場等について、当研究所の指示に従うこと。

1.3 搬入、据付、配線、調整、既設機器との接続

- (1) 導入システムの設置場所への搬入、据付、本体と周辺機器の接続、機器と情報コンセント(既存)までの配線、ラックの設置、ラックへの据付、調整、各機器の動作確認等を行い、全機器の動作報告をもって設置作業の終結とすること。必要とする関連機器及び関連用品は、設置費に含まれること。
- (2) ネットワーク配線は、次の要件を満足すること。その費用は、設置費に含まれること。
 - (a) 銅ケーブルについては、すべて、エンハンスドカテゴリ5以上のUTPケーブルを使用すること。
 - (b) 光ケーブルについては、当研究所が事前に指定するケーブル種、コネクタ種を使用すること。
 - (c) 上げ床構造になっている部屋については、上げ床の下を利用して配線を行うこと。

- (d) 上げ床構造になっていない部屋については、什器の下に配線する、カバーを付ける。人が通行しえない場所に配線するなどの安全対策を実施すること。
 - (e) 本システムの機器配置図面は、当研究所が事前に提供する。ネットワークケーブルのケーブル長や数量は、受注者側の責任で見積もること。
- (3) 1.1 に定める非接触 IC カード読取装置への電源およびネットワーク配線は、IEEE802.3af に準拠した PoE (Power of Ethernet) によって行うこと。既設の LAN スイッチのポートを使用すること。パワーインジェクタは、接続先のスイッチと同じ個所に設置すること。そのために必要な配線および部材等およびそれらの設置工事費用は設置費に含まれること。
- (4) 各種機器の設置時には、仕様に定める機能が安定して稼動するように設定及び現地調整を行うこと。
 - (5) 既存の環境を極力使用して構築すること。
 - (6) 設置時にネットワークとの接続について障害が発生した場合は、原因の切り分けを行い、本調達に起因する障害については対処すること。
 - (7) 設置後には、全機器の動作確認を行うこと。
 - (8) 事前に、設置作業の日程と体制を提示し、当研究所側と協議を行いその指示に従うこと。
 - (9) 設置にあたっては、受注者が必ず立ち会うこと。

以上